

測量法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）（本則関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本測量の測量成果等の謄抄本交付の手續）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定は、法第四十二条第二項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付に準用する。</p> <p>（永久標識を設置したとき等の通知事項）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 法第三十七条第四項の国土交通省令で定める事項は、永久標識の移転、撤去又は廃棄の別及びその年月日並びに移転後の所在地とする。</p> <p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一 永久標識の形状</p> <p>1 三角点標石又はこれに代わる標識</p> <p>イ ト（略）</p> <p>チ 電子基準点標識</p> <p>この標識は、通常金属製の架台と付属標からなり、架台に人工衛星からの測位用電波信号を受信するアンテナ、受信機及び通信用機器を収容し、金属製の名板を取り付ける。ただし、付属標は、使用されることが見込まれない場合、設置しないことができる。</p> <p>リ（略）</p>	<p>（基本測量の測量成果等の謄抄本交付の手續）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定は、法第四十二条第二項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの閲覧及びその謄本又は抄本の交付に準用する。</p> <p>（永久標識を設置したとき等の通知事項）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 法第三十七条第四項の国土交通省令で定める事項は、永久標識又は一時標識の移転、撤去又は廃棄の別及びその年月日並びに移転後の所在地とする。</p> <p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一 永久標識の形状</p> <p>1 三角点標石又はこれに代わる標識</p> <p>イ ト（略）</p> <p>チ 電子基準点標識</p> <p>この標識は、通常金属製の架台と付属標からなり、架台に人工衛星からの測位用電波信号を受信するアンテナ、受信機及び通信用機器を収容し、金属製の名板を取り付ける。</p> <p>リ（略）</p>

2 (略)

3 水準点標石又はこれに代わる標識

イ〜ハ (略)

ニ 基準水準点標石

この標石は、一個の柱石と地中標からなり、地中標は、クローム製金属標と硬石標各一個をコンクリートで固定し、通常真鍮製又はステンレス製の箱をかぶせ、その上に蓋石をのせる。

ホ〜ト (略)

4・5 (略)

6 基線標石

この標石は、一個の盤石、一個の台石及び一個の通常真鍮製又はステンレス製の点針からなり、点針は台石の中心に植え込み、その上に蓋石をのせる。

7・8 (略)

二・三 (略)

備考

一〜六 (略)

七 柱石を保護するために特に必要があるときは、柱石を地表下に設置し、井桁石で囲み、その上に蓋をのせる。蓋の上面には、柱石に記入した事項を略記する。蓋は、通常花こう岩その他の堅固な石材又は鉄材を用いる。

八・九 (略)

別表第四 (第四条の二関係)

(略)

別表第七 (第七条関係)

2 (略)

3 水準点標石又はこれに代わる標識

イ〜ハ (略)

ニ 基準水準点標石

この標石は、一個の柱石と地中標からなり、地中標は、クローム製金属標と硬石標各一個をコンクリートで固定し、通常真鍮製又はステンレス製の箱をかぶせ、その上にふた石をのせる。

ホ〜ト (略)

4・5 (略)

6 基線標石

この標石は、一個の盤石、一個の台石及び一個の通常真鍮製又はステンレス製の点針からなり、点針は台石の中心に植え込み、その上にふた石をのせる。

7・8 (略)

二・三 (略)

備考

一〜六 (略)

七 柱石を保護するために特に必要があるときは、柱石を地表下に設置し、井げた石で囲み、その上にふたをのせる。ふたの上面には、柱石に記入した事項を略記する。ふたは、通常花こう岩その他の堅固な石材又は鉄材を用いる。

八・九 (略)

別表第四 (第四条関係)

(略)

別表第七 (第七条関係)

